

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください)

産婦人科医療機関 様

草加市産婦健康診査実施のお願い

(医療機関のご担当者様へ)

平素より、草加市の母子保健事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本市では、産後（流産・死産を含む）2週間、1か月頃に受診する産婦健康診査について、令和5年4月1日実施分から費用の一部助成を行っております。そのため、本市と業務委託契約を締結していない医療機関で受診した産婦に対し、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応させていただきます。

つきましては、お手数ですが産婦が持参する産婦健康診査助成券等について、下記のとおりお取扱いただきますようお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

記

1.	産婦が草加市民であることをご確認いただき、基本的な健診およびこころの健康チェック（EPDSは必須です）を実施してください。
----	---

「こころの健康チェック」の実施がない場合、草加市の産婦健康診査助成制度の対象となりませんので、可能な限りご対応ください。こころの健康チェック質問票は添付しているものをご利用いただくか草加市ホームページからもダウンロードできます。

※なおエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）は必ず実施していただくものではありませんが、産婦の状況（流産・死産後の健診であり質問票を用いることでかえって産婦に精神的負荷をかける、精神疾患等ですでに他の医療機関に受診済みである等）によって未実施の場合、その理由を助成券に明記してください。また、医療機関の判断により育児支援チェックリスト、赤ちゃんへの気持ち質問票を適宜ご活用ください。

(裏面あり)

2.	実施した産婦健康診査の結果について、「産婦健康診査助成券」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、助成券は産婦にお渡してください。また、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」のページに基本的な健診の結果を記入・押印してください。
----	---

受診した産婦が草加市に償還払いの申請をする際に、産婦健康診査の結果が記入されており、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査助成券」と産婦健康診査の基本的な健診の結果が記載されている「母子健康手帳の写し」「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。また、助成券及び母子健康手帳に記載がない場合、受診の状況についてお電話で確認させていただく場合があります。なお、原則「こころの健康チェック」の結果は、母子健康手帳に記入する必要はありませんが、記入する場合は産婦の了承を得てください。

なお、「産婦健康診査助成券」は、草加市民の妊婦であれば、原則お持ちです。お引越等でお持ちでない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

3.	産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合、草加市保健センターへ電話連絡をしてください。
----	--

電話連絡をした場合は、産婦健康診査助成券の市町村への連絡事項欄の1. あり（事前連絡済）の□にチェックをしてください。

（問合せ先）

草加市保健センター にんしん出産相談室ぽかぽか

住所：〒340-0016

埼玉県草加市中央1-5-22

電話：048-922-0204（ぽかぽか専用）

048-922-0200（保健センター）

FAX：048-922-1516